

トイロ TOYRO倶楽部法人会員規定

1. TOYRO倶楽部へのご入会

TOYRO倶楽部は、株式会社自然総研（以下、当社）が運営する会員組織です。
TOYRO倶楽部の法人会員には、「法人会員」と「特別法人会員」の2種類があり、サービスの概要と年会費は以下のとおりです。

(1) 法人会員（年会費：57,000円＋消費税）

- ① セミナー、研修、講演会への参加
当社主催の「集合型研修」に会員料金で参加できます。
また、ご要望に合わせてカスタマイズした個別会員向けの「オーダーメイド研修」を実施します。
 - ② コンサルティング
法務、財務など経営上の課題についてのご相談に対応します。
 - ③ 情報サービスの提供
定期刊行物「TOYRO BUSINESS」、「TOYRO CULTURE」や調査レポートをお届けします。
 - ④ 福利厚生サービス
会員の従業員の皆様は、次のサービスをご利用いただけます。
イ. 各種イベント、セミナーなどへの参加
情報誌「TOYRO CULTURE」に掲載される各種イベント、セミナーなどに参加できます（事前にお申込みいただく必要があります。また、定員を超える申込みがあった場合は、抽選となります）。
ロ. 割引提携施設の利用
「TOYRO倶楽部 サービスガイドブック」に掲載された提携施設の各種特典を受けることができます（会員証や割引チケットの提示など利用の際、提携施設により条件があります）。
ハ. 「TOYRO相談室」
弁護士などの専門家にご相談いただけます（初回の相談は無料）。
- ⑤ 池田泉州銀行との共催イベントに優遇料金で参加できます。

(2) 特別法人会員（年会費：114,000円＋消費税）

- ① 上記、(1) ①～⑥ (①は、法人会員より割安な料金になります)に加え、
- ② 特別法人会員限定の講演会などにご参加いただけます。

2. TOYRO倶楽部のサービス（以下、本サービス）の提供期間

- (1) 本サービスの提供は、申込手続きが完了した日（「申込手続き完了日」）から開始します。なお、申込手続き完了日に、TOYRO倶楽部会員を証するための会員証を発行します。
- (2) 年会費は、申込手続き完了日が属する月の翌月15日（休日の場合は翌営業日）に、会員の指定する口座から自動引落しします。
- (3) 本サービスの提供期間は、年会費自動引落日が属する月の月初から1年間とします（なお、初年度の本サービス提供期間は、(1)の通り申込手続き完了日から始まりますので、最大13ヶ月弱になります）。以後、申込者から特別な申し出がない限り1年間延長します。
- (4) 本サービスの内容は、事前に通知することなく、全部又は一部を変更することがあります。

3. 届出事項の変更

会社名、代表者名、住所、電話番号、その他届出事項に変更があったときは、所定の書類を当社または、お近くの池田泉州銀行の本支店にご提出ください。この届出の効力は、所定の手続きが完了した時点で発生します。

4. 退 会

- (1) 申込者の都合により、TOYRO倶楽部を退会する場合は、所定の書類を当社または、お近くの池田泉州銀行の本支店にご提出ください。この届出の効力は、所定の手続きが完了した時点で発生します。なお、納入済みの会費は、返金致しません。

- (2) 申込者が本規定、並びにその他当社規定に違反したとき、当社は所定の手続きに依らず、TOYRO倶楽部を退会させることができるものとします。
- (3) 前項のほか、次の各号の一に該当し、会員として不適切であると当社が判断した場合、当社は退会させることができるものとします。
 - ① 倶楽部の名誉を著しく傷つけた場合
 - ② 会費その他料金の支払いが一定期間滞り続した場合
 - ③ 会員が破産、民事再生、会社更生手続開始、会社整理開始若しくは特別清算開始の申し立てをした場合
 - ④ その他、会員として品位を損なうと認められる行為があった場合
 - ⑤ 申込者が、次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員、暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ等
 - B. その他前号に準ずる者
 - ⑥ 申込者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為
 - B. 脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - C. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社または池田泉州銀行グループの信用を毀損し、または業務妨害する行為
 - D. その他前各号に準ずる行為

5. 情報の共有

当社は、株式会社池田泉州銀行、株式会社池田泉州ホールディングスとの間で、法人会員に関する以下の情報を、以下の利用目的のために必要な範囲で共有します。

(1) 共有する情報の範囲

- ① 商号、所在地、電話番号、財務状況等の会社概況および代表者に関する住所、氏名、年齢（生年月日）、電話番号等
- ② 池田泉州銀行との間の預金、融資、外国為替等その他の取引の内容
- ③ 当社との間の取引の内容
- ④ 当社へ業務を依頼するにあたり、池田泉州銀行に対して事前に行った相談の内容、当社との契約交渉の経過および結果（契約交渉等に関連して作成される計画書、見積書、契約書等の資料を含む）
- ⑤ その他上記に関連する情報

(2) 共有する情報の利用目的

- ① 当社においてサービスの提供に関する取引の可否を判断するため
- ② 池田泉州銀行が、各種金融商品やサービスを提供・提案するため
- ③ 当社が、サービスを提供するため
- ④ TOYRO倶楽部法人会員に配布する名簿作成のため
- ⑤ リスク管理等による池田泉州ホールディングス、池田泉州銀行および当社の内部管理のため
- ⑥ 当社の業務を円滑に進め、又はその結果を池田泉州銀行において把握するため
- ⑦ その他、当社、池田泉州銀行、池田泉州ホールディングスとの取引を適切かつ円滑に履行するため

6. 規定の変更

- (1) 当社は、次の場合に本規定を変更できるものとします。
 - ① 会員の一般の利益に適合する場合
 - ② 前①の場合を除き、法令、経済情勢、社会情勢、経営状況の変化・変動その他の事情に照らして、本規定の変更が合理的である場合
- (2) 本規定の変更は、変更後の規定の内容および効力発生日をインターネットその他適当な方法で公表し、効力発生日から変更後の本規定の効力が発生するものとします。
- (3) 本条(1)②による変更の場合、前項の公表と効力発生日の間には、1ヶ月以上の相当な期間を置くものとします。この場合、会員は、効力発生日の前日までの間、本規定第4条(1)の規定に従い退会を申し出ることができます。

7. 発 効

本規定は、2012年1月4日より発効します。
2014年4月1日一部改正。
2019年5月1日一部改正。
2020年4月1日一部改正。

以上